

議案第5号

新座市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

新座市自転車等放置防止条例（昭和60年新座市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用の徴収) 第9条 [略]</p> <p><u>(自転車等の駐車を認める区画の自転車等に対する措置)</u></p> <p><u>第10条 市長は、規則で定める自転車等の駐車を認める区画に自転車等が継続して置かれていること等により当該区画の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき撤去した自転車等に対する措置については、第7条第4項、前2条及び別表の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項又は前項」とあるのは「第10条第1項」と、第8条第1項中「前条第4項」とあるのは「前条第4項（第10条第2項において準用する場合を含む。）」と、前条中「第7条第1項又は第3項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任) 第11条 [略]</p>	<p>(費用の徴収) 第9条 [略]</p> <p>(委任) 第10条 [略]</p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

自転車等の駐車を認める区画の自転車等に対する措置について定めたいので、この案を提出するものである。